

# 11月1日から 道路交通法が変わります

## ☆携帯電話☆

**問** 運転中の携帯電話等の使用などに対する罰則規定の見直しについて正しいのは次のうちどれ？

- ①運転中に携帯電話を手に持つて、携帯の画面を注視しただけでも罰則の対象になる
- ②運転中の携帯電話の使用は、交通事故を起さなければ罰則の対象にならない
- ③ハンズフリー装置を使用して携帯電話で話す場合も、罰則の対象になる



反則金	大型車 普通車、二輪車 原付車	7,000円 6,000円 5,000円
-----	-----------------------	----------------------------

違反点 1点

## ☆飲酒運転☆

**問** 飲酒運転対策として新たに強化される罰則は次のうちどれ？

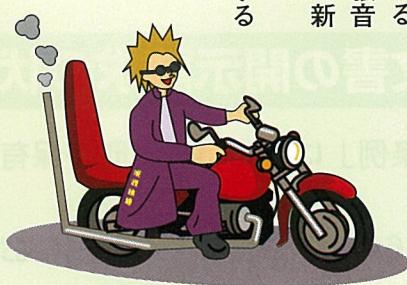
- ①飲酒運転の呼気検査を拒否した人に対する罰則の引き上げ
- ②飲酒運転による交通事故を起こした人に対する罰則の引き上げ
- ③飲酒運転をしている人の車に同乗している人に対する罰則の引き上げ



## ☆暴走族☆

**問** 暴走族対策として新たに強化される罰則は次のうちどれ？

- ①集団暴走行為により実際に迷惑を被ったり、危険に遭ったりした人がいた場合に集団暴走行為を罰則の対象とする
- ②空ぶかしなどの騒音運転に対する罰則の新設
- ③消音器不備に対する罰則の引き上げ



**答** ②と③今までには、集団暴走行為により迷惑を被った人や危険に遭った人がいることを立証しなければ罰則の対象となりませんでしたが、今回の改正により、集団暴走行為により実際に迷惑を被ったり、危険に遭ったりした人がいなくても、集団暴走行為そのものが罰則の対象となるなど、暴走族対策が強化されます。

**答** ①自動車や原動機付自転車の運転中の携帯電話等の使用などについては、平成11年の道路交通法改正により禁止規定が設けられています。そこですが、今回の改正により、これまでの罰則に加えて、運転中の携帯電話等を使用すること 자체が罰則の対象となります。

◎ 5万円以下の罰金

◎ 現行 5万円以下→30万円以下の罰金

◎ 騒音機不備等 現行 2万円以下→5万円以下

◎ 消音機不備等 現行 2万円以下→5万円以下